

「新型コロナウイルス感染症特別利子補給金」に関するQ & A

Q 1. 事業の目的および内容は

- A 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化したことにより、福井県経営安定資金の融資を受けた中小企業者に対し、当該融資に係る利子補給を行い、その経営の安定を図ることを目的とする。

福井県経営安定資金要綱に定める2(4)「新型コロナウイルス対策分」については当初3年間の支払利子全額を、2(5)「セーフティネット保証支援分」と2(6)「危機関連保証支援分」については当初1年間の支払利子全額を補給する。

Q 2. 給付対象は

- A 2. ①当該対象者として県経営安定資金要綱2(4)「新型コロナウイルス対策分」あるいは2(5)「セーフティネット保証支援分」、2(6)「危機関連保証支援分」の融資を受けた市内の中小企業者であること。
②県経営安定資金要綱2(4)「新型コロナウイルス対策分」の期限内に上記融資の手続きが行われていること。
③資金の返済について契約に基づき元金及び利子(元金据置期間内にあつては、利子)の返済を行っていること。
④市税を滞納していないこと。

Q 3. 市内の中小企業者とは

- A 3. 福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)2(1)に定める中小企業者および小規模企業者で、事業所の住所が市内である者。(別表1のとおり)
個人事業主については、事業所の住所が市内である者とする。(自宅と事業所の住所が異なる場合、自宅の住所地は問わず、事業所が市内であれば対象。)

Q 4. 市内に事業所があり、本社名で融資を受け、本社所在地が市外である場合は対象となるか

- A 4. 受けた融資をすべて市内事業所のために使う場合は対象とする。利子補給金の交付申請時に、参考様式1にて受けた融資の用途を申告するものとする。

Q 5. 利子補給金申請の流れは

- A 5. 別表2手続きフロー図のとおりとする。
申込者は、対象の融資を受けた後、取扱金融機関を經由して市商工観光課へ①交付申請と②前年度1年間分の交付請求を行う。②は通常4月に市より取扱金融機関へ交付請求の案内をする予定。

4月1日から3月31日までの間の支払利子額が、翌年度初め（通常であれば5～6月）に補給される。

Q 6. 利子補給金の対象は

A 6. 県経営安定資金要綱2（4）「新型コロナウイルス対策分」は当初3年間、2（5）「セーフティネット保証支援分」と2（6）「危機関連保証支援分」は当初1年間の利子を全額補給する。

融資実行日から3年後（または1年後）の融資実行日に相当する日の前日までの間に発生し、かつ中小企業者が取扱金融機関に対し支払った利子とする。

Q 7. 交付申請の期限は

A 7. 令和2年7月現在、県経営安定資金の取扱期間が令和2年12月31日までとなっているため、市への交付申請の期限は令和3年2月26日（金）までとする。県経営安定資金の取扱期間に延長があった場合は、それを踏まえて再設定する。

Q 8. 当初の返済条件から変更があった場合（繰上返済や返済遅延など）の利子補給金は

A 8. 各年度の市交付決定額を上限額とし、支払った利子額がそれより少ない場合は、当該利子の支払額とする。

Q 9. 当初、県経営安定資金の融資を受けていたが、県コロナ対応資金に借り換えた場合、市へ経営安定資金の利子補給を実行日から借り換え日分までを請求し、以降はコロナ対応資金として県（国）へ利子補給を請求しても問題ないか。

A 9. 問題ない。市へ融資実行日から借り換え日までの数カ月分を利子補給申請し、県（国）へ3年間利子補給申請できる。

(別表1)

中小企業者および小規模企業者の定義(中小企業向け制度融資)

<中小企業者とは>

①中小企業信用保険法(以下「法」)第2条第1項第1号の会社および個人

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※資本金または従業員数のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

②法第2条第1項第2号の会社および個人

業種	資本金または出資金	従業員数
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

③法第2条第1項第3号から第4号および第7号から第10号の組合

組合の種類(主なもの)	備考
中小企業等協同組合 等	法第2条第1項第3号の規定による
協業組合	法第2条第1項第4号の規定による
商工組合および同連合会	法第2条第1項第7号の規定による
商店街振興組合および同連合会	法第2条第1項第8号の規定による
生活衛生同業組合、同小組合および同連合会	法第2条第1項第9号の規定による
酒造組合、同連合会および酒造組合中央会 酒販組合、同連合会および酒販組合中央会	法第2条第1項第10号の規定による

④法第2条第1項第5号の「常時使用する従業員数が300人以下」の医業を主たる事業とする法人
(医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む)

⑤法第2条第1項第6号の「常時使用する従業員数が300人(小売業は50人、卸売業またはサービス業は100人)以下」の
特定非営利活動法人

<小規模企業者とは>

①法第2条第3項第1号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
製造業等	20人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下

②法第2条第3項第2号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
宿泊業	20人以下
娯楽業	20人以下

③法第2条第3項第3号から第5号の組合

組合の種類	備考
事業協同小組合	法第2条第3項第3号の規定による
企業組合	法第2条第3項第4号の規定による
協業組合	法第2条第3項第5号の規定による

④法第2条第3項第6号の「常時使用する従業員数が20人以下」の医業を主たる事業とする法人
(医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む)

⑤法第2条第3項第7号の「常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以下」の特定非営利活動法人

(別表2)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給金制度 手続きフロー図
(セーフティネット保証～福井県経営安定資金～小浜市特別利子補給)

